⑵　平成21年３月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年12月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）及び平成20年６月中間期半期報告書（上表番号欄４参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月26日、19,300株の株式を115,800,000円で取得させ、

⑶　平成21年11月２日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書（上表番号欄５参照）及び平成21年６月第２四半期四半期報告書（上表番号欄７参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月19日、6,667株の株式を100,005,000円で取得させ、

⑷　平成22年12月１日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年12月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成22年９月第３四半期四半期報告書（上表番号欄12参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月20日、30,770株の株式を200,005,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項及び金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

３．クラウドゲート株式会社の役員は、クラウドゲート株式会社が平成19年１月30日に関東財務局長に対し提出した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（上記２⑴参照）に虚偽の記載があることを知りながら、同有価証券届出書の提出に関与し、同有価証券届出書に基づく売出しにより、平成19年２月28日、同人が所有する100株のクラウドゲート株式会社の株券を、12,000,000円で売り付けた。

クラウドゲート株式会社の役員が行った上記の行為は、旧金商法第172条第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出した発行者の役員であって、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員が所有する有価証券を売り付けた行為に該当する。

【課徴金額】

クラウドゲート株式会社　4,996万円

クラウドゲート株式会社の役員　24万円

【勧告後の経緯】

・クラウドゲート株式会社

審判手続開始決定日　平成24年１月27日

課徴金納付命令日　平成24年３月２日
審判手続中（平成24年５月31日現在）　（※）

（※）　本件勧告事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第178条第１項第２号及び第４号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額（3,125万円）を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から、被審人の認めた部分について審判手続を分離したうえで、金商法第185条の６の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出された。

・クラウドゲート株式会社の役員

審判手続開始決定日　平成24年１月27日

課徴金納付命令日　平成24年３月２日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

３　その他

平成22年11月19日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が計上されているが、それは２つの開発取引に係る前渡金として計上すべきものを棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りであり、資産計上したことに誤りはないので各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書には架空の資産が不正に計上されたことによる重要な事項につき虚偽の記載があったとはいえないとして争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人の主張する２つの開発取引はいずれも存在していたとは認められない一方、各報告書には実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されており、これらの架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らせば、各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められるとして、平成23年10月３日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第３　無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

近年、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集を行う者による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無届募集を行う者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（本文60頁参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し３億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の開示担当部局や捜査当局等と連携し、無届募集を行う者に関する情報収集・分析を精力的に進めているところである。

投資者の皆様におかれても、金商法の規定に違反する無届けでの株券や社債券等の有価証券募集により様々なトラブルが生じていることから、それらを購入することのないよう御注意いただきたい。

第４　今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るように努める。

⑴　正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の開発・改善、研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても開発・改善を行う。

⑵　上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業により設置される第三者委員会が担う役割の重要性も踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。

⑶　市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、虚偽記載事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、虚偽記載事例等に関する分かりやすい対外的な情報発信に努める。

⑷　株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第192条）の活用も含め、適切に対応する。